

令和8年度 鹿児島地方最低賃金審議会

第6回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時		令和8年8月26日（水）10時00分～13時18分
開催場所		鹿児島合同庁舎第2会議室
出席者	公益代表委員（3名）	川口俊一 松本俊哉 瀬口毅士（敬称略）
	労側委員（3名）	上藺哲也 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使側委員（3名）	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3名）	藤原労働基準部長 松下賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 鹿児島県の物価・賃金動向（令和8年8月 鹿児島労働局作成） 机上配布 令和8年度地域別最低賃金の審議・決定状況	

○ 川口部会長

皆さんおはようございます。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから令和8年度第6回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の部会の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 松下室長

本日は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしており本専門部会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、事務局にて、本日の会議の開催に先立ち傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、8名の傍聴の希望と報道機関7社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。本専門部会は無効に成立しているとのことですので、これから審議を始めたいと思います。

ただいま事務局から話がありましたように、本日は傍聴と取材の希望をされる方々がいら

っしゃいます。公労使三者がそろって議論を行う場においては公開としたいと思いますので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料の配付をお願いいたします。

(傍聴者及び取材者入室、資料配付)

○ 川口部会長

それでは、早速審議に入りたいと思います。

審議の前に事務局から何か報告等はございますか。

○ 松下室長

本日お配りした資料について御説明いたします。

本日配付の資料につきましては、表紙裏面に記載のとおり資料1として、鹿児島県の物価・賃金動向の資料をつけさせていただいております。

まず、一つ目の表ですが、鹿児島県の物価状況のデータを基に鹿児島市の穀類などの主要項目に係る物価動向いわゆる上昇率について、令和7年10月から令和8年5月までの前年同月比の推移をまとめたものとなっております。

二つ目の表は、鹿児島県の毎月勤労統計調査結果を基に、事業所規模30人以上の一般労働者、パートタイム労働者の所定内給与の前年対比の割合について、令和7年6月から令和8年5月までの分を取りまとめたものとなっております。

三つ目の表は、総務省の家計調査を基に、鹿児島県の年間収入階級別におけるエンゲル係数の割合を取りまとめたものとなっております。

続いて、四つ目の表ですが、鹿児島県の物価状況のデータを基に、鹿児島県の地域別の物価の上昇率について、令和8年1月分の前年同月比で商品毎にまとめたものとなっておりますので、審議の御参考にさせていただきたいと思っております。

また、委員の皆様におかれましては、現時点で事務局にて把握している各局の審議、決定状況等を一覧にまとめたものを机上配付させていただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。ただいまの事務局説明について、何か御質問等はございません

か。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、本日の具体的な審議に入っていきたいと思います。

前回第5回の専門部会において、労側が74円引上げの1,100円。一方、使側は、歩み寄り
は検討するが現時点で上乘せする金額の提示は行わないとして、56円引上げの1,082円を堅
持するといった状況であります。労使の意見には隔たりがありこれ以上の審議が困難である
と判断して、前回の専門部会を終えております。

これから先の議論としましては、各県の結審の状況等も踏まえながら、鹿児島県にふさわ
しい最低賃金をどうするかといった詰め審議になろうかと考えているところであります。

前回第5回から経過して今回の本日の部会において、それぞれの歩み寄りの金額や報告
等、何かございましたらお願いいたします。

それでは、まず、労側、よろしくお願いいたします。

○ 白石委員

労側、白石です。

初めに、提示額は前回の最終の提示額と一緒にということでお願いいたします。

我々は一貫して連合のリビングウェイジで、鹿児島で暮らしていけるには最低限これだけ
必要だというような主張をしておりますし、物価高というようなところもございます。

特に、地域間の額差で見れば、東京とかの最高額に対しての額差は縮まっておりますけ
れどもCランク内での額差が広がっているというような形で、昨年度の実績ですと1,023円
から1,031円、すいませんだ分が1,035円で、幅が広がっているということでCランク内での
額差も縮めていかないといけないと我々は思っております。

一貫しているのは、最低賃金はセーフティーネットということと、我々が今審議をしてい
るのは企業内の最低賃金ではございませんで、県の最低賃金の審議ということで臨んでおり
ます。最低賃金近傍のところで働いている方の生活に直結しておりますので、そのところ
をきちんと重視していきながら、そして、離島を含んだところで、鹿児島だからじゃなくて、
鹿児島だからこそうしていくんだというような先を見た議論を進めていっていかないとい

けないのではないかなと思っております。

私からは以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に何か質問、御意見等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、続きまして、使側はいかがですか。報告をお願いいたします。

○ 濱上委員

使用者委員、濱上です。

前回、歩み寄りを検討すると申し上げました。検討した結果ですけれども、目安に2円プラスして、58円を提示いたします。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございます。

ただいまの御報告に何か御質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

労側が前回の金額を堅持する。他方、使側は前回の提示額に2円プラスして、58円ということで報告を行っているところであります。

現時点における平場の御意見は、ある程度出尽くされた感があります。ここで公労協議、公使協議の二者協議に移りたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、労側、使側、委員の方々はそれぞれ御移動をお願いいたします。

傍聴者及び取材関係者の方々はこの会議室にそのまま残っていただいて結構です。よろしくをお願いいたします。

再度、会議を開催する場合には、またもう一度御連絡いたします。よろしくお願いいたします。

<別室にて二者協議>

○ 川口部会長

それでは、会議を再開いたします。

当専門部会は、7月27日の第1回専門部会に続いて、8月5日、10日、18日、21日、そして、本日と6回にわたり審議を重ねてまいりました。公益委員としましては、全会一致を目標に個別協議を行いながら各側の主張をお聞きし、公益委員の意見も労使各側に十分にお伝えし御協力をお願いしてきたつもりでございます。

しかしながら、労働者側は1,100円、使用者側が1,084円を主張されております。

公益委員としましては、あくまで全会一致の結論を出したいと思っておりましたが、一致を見るに至っておりませんので、ここで公益見解を示し最終的に採決により採否をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、ここで公益委員において協議し公益委員見解をまとめるために、約20分程度休憩を取りたいと思います。その後、20分程度経過後、手元の時計で12時50分ぐらいには再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

一時休会といたします。よろしくお願いいたします。

(休 会)

○ 川口部会長

お待たせしました。それでは、議事を再開いたします。

今、お手元に公益委員見解を配付していると思います。公益委員見解について読み上げさせていただきますと思います。今年の見解は若干長いので、省略しつつ御報告いたします。

令和8年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労、公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りは期待できない状況に至った。そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を以下のとおり示すこととする。

1、中央最低賃金審議会の目安小委員会の公益委員見解では、地方最低賃金審議会における自主性発揮を確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意し、最賃法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待するとされているところであり、この公益委員見解の目安額を十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。

2、目安額については、中央最低賃金審議会の目安小委員会において、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面になる中、食料など生活必需品を含む支出項目に関わる消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は昨年より鈍化していること。賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していること、また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、さらには、地域間格差の是正を図ること等を特に考慮して検討されており、地方最低賃金審議会においてもその点について配慮する必要があった。

3、最賃については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこととされており、鹿児島地方最低賃金審議会においては、一定の引上げを行う必要性については三者とも

共通認識であるものの、その引上げにおいて重視すべき要素は労使で意見が分かれた。

4、労働者側においては、最賃近傍で働く労働者は物価高で困窮しており、中賃同様に食料を主体とした労働者の生計費を重要視する必要があることや、これ以外にも当県におけるハローワークの募集賃金と最賃の乖離の是正、連合が算出したリビングウェッジ、最賃の地域間格差の是正等の見解が示されており、これらを考慮した。

5、一方、使用者側は、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず、厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要があり、3要素のうち、通常の事業の支払い能力を重視すべきであることや、事業の持続的発展と雇用の維持・確保の観点から、他県の動向も勘案しつつ、鹿児島県の経済状況に見合う水準で決定すべきであるとの主張があり、これらを考慮した。

6、公益委員としては、法定3要素を次のとおり考慮した。

1が生計費です。生計費については詳細のとおり評価してあります。そして、2が賃金です。2番目の考慮要素が賃金のところです。そして、3が通常の支払い能力の考慮要素の評価です。

7、地域間格差については、日本成長戦略等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る」とされており、中央最低賃金審議会の公益委員見解においても考慮されている。

鹿児島県においては、6の3に記載したように、企業の人手不足感が依然として強いことから、労働力の確保・定着を図る観点に加え、若年労働者等の県外流出の抑制及び地域間格差の是正の観点からも最低賃金水準の引上げが必要である。

8、これらの状況を総合的に勘案し、公益委員としては、中央最低賃金審議会で示された目安額や公益委員見解を参酌し、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者については、近年の物価上昇の影響をより強く受けていること、賃上げの傾向が続いていること、県内企業の賃金支払能力は総じて改善傾向にあること、また、深刻な人手不足や地域間格差の是正の必要性が認められることを踏まえ、県内労働者、特に最低賃金近傍労働者の生活の安定と向上を図るとともに、労働力の確保・定着及び地域経済の好循環につなげる観点や、最低賃金引上げが労使双方に与える影響が大きいがゆえに予見可能性も担保すべく、鹿児島県の状況を考慮しつつ、安定的で長期的かつ持続可能性のある上げ方が望ましいとの観点から、現行時間額1,026円を64円引上げ、1,090円とすることが適当であると判断した。

9、近年の大幅な最賃の引上げに対し、政府方針としても最賃の大幅な引上げが示されることを踏まえ、中小企業・小規模事業者への激変緩和措置、税制優遇措置、被扶養者の限度額問題等、税・社会保障も含む省庁の垣根を越えた一体的な支援策の再構築をすることを政府に強く求める。

10、最賃法第1条は国民経済の発展に寄与することも目的としていることから、労働者の生活の安定のみならず、事業が適切に行われることも重要であり、近年の目安額の大幅な引上げによる倒産や雇用調整などを含めた中長期的な地方経済への影響について、特に目安額を大幅に上回る引上げを行った県を中心に把握・分析することが必要不可欠であると考えられることから、政府等においても中長期的な実態調査・分析を行うことを併せて求める。

以上が公益見解でございます。

また、適用する地域、適用する使用者、適用する労働者、最賃において賃金に算入しないもの等は従来どおりとし、効力発生日は法定どおりとなります。

以上、この見解をもって当専門部会の結論としてよろしいかどうか採決したいと思います
が、その前に議事の進め方について、事務局より説明をお願いします。

○ 松下室長

最低賃金審議会令第5条及び第6条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは部会長が決めるとなっております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございます。ただいま議事の進め方について、事務局より説明があったところ
です。

それでは、採決に関し、お諮りいたします。

公益委員に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(公益2名、労側3名、使側0名、合計5名)

○ 川口部会長

反対の委員は挙手をお願いいたします。

(公益0名、労側0名、使側3名、合計3名)

○ 川口部会長

ありがとうございます。採決の結果、公益委員に賛成の委員は5名、反対の委員が3名、棄権の委員が0名ということでございます。従いまして、賛成多数により、ただいまの公益委員見解を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

なお、この結論は、本審において松本部会長代理から報告いただくことになります。

部会報告書の作成については、事務局から報告をお願いいたします。

○ 松下室長

結審時に作成する部会長報告でございますが、本年度も昨年度と同様に生活保護水準と最低賃金額との比較につきまして、中賃の考え方による計算額と、これに基づく乖離額の有無などを明確にしていく必要があると考えております。

つきましては、結審時の部会長報告に別紙としてこれを示す資料を添付させていただきたいと思っておりますので、御確認をお願いします。

○ 川口部会長

結審時の部会報告書に生活水準と最賃との比較について、中賃の考え方による具体的な計算額やその場合の乖離額の有無などを別紙として添付したいということですが、これについては、皆様よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、事務局は報告文の準備をお願いいたします。

事務局が報告文の作成が完了するまで、しばらく、恐らく5分程度だと思います、休会いたします。

(休 会)

○ 川口部会長

それでは、再開いたします。

お手元に報告文書が配付されております。それでは、私から報告書を読み上げさせていただきます。

令和8年8月26日、鹿児島地方最低賃金審議会、会長、川口俊一殿。専門部会の部会長も私が兼ねております。

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和8年7月10日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては、別紙2のとおり、平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき、最新のデータにより、令和6年10月5日発効の鹿児島県最低賃金 時間額953円は令和6年度の鹿児島県の実生活保護費を下回っていたことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益委員、川口俊一、瀬口毅士、松本俊哉。

労働者代表委員、上蘭哲也、白石裕治、眞下浩一。

使用者代表委員、岩田英明、千代森修一、濱上剛一郎。

別紙1を御覧ください。

鹿児島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、鹿児島県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,090円。
- 5、最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

効力発生日、令和8年10月25日。

別紙2につきましては、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較ということで、生活保護費につきましては、比較対象者が18歳から19歳の単身世帯者、対象年度は令和6年度、生活保護費はここに書いてあるとおりです。

生活保護に関わる施策との整合性については、上記１の２に掲げる金額の１か月換算額と上記２の（３）に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかったということでございます。

以上です。

長時間の御審議、誠にありがとうございました。

委員の皆様方からは何かございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○ 川口部会長

あと、事務局から何かございますか。

○ 二石室長補佐

専門部会の結審に伴いまして行います本審につきましては、第１回の本審の際に予め協議していただきましたとおり、第３回目の本審を本日の１５時から、この第２会議室で開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、第３回の本審を本日の１５時からの開催、この会場での開催となりますので、委員の皆様方よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日が最後の専門部会ですが事務局よりほかに何かございますか。

○ 藤原労働基準部長

鹿児島県最低賃金の審議に関しましては、７月１０日より局長より改正に係る諮問をさせていただき、当専門部会を設置の上、７月２７日に第１回専門部会を開始し、本日まで６回にわたって専門部会を開催し、審議いただきました。

本年度も非常に暑い中での開催になりましたが、委員の皆様には業務御多忙の中、御出席いただき、また、川口部会長をはじめ、委員の皆様には真摯な御議論をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

今回の結論につきましては、全会一致には至りませんでしたが、Aランクが54円、B、Cランクが56円といった目安額が示され、最低賃金に係る話題が連日のように報道されるなど、審議に対する注目が極めて高い中、公・労・使それぞれのお立場で多大な御尽力の上で出された結果であり、改めまして感謝を申し上げる次第でございます。

今後は第3回本審が開催され、その中で部会長報告がなされることになっておりますが、引き続き、各委員の皆様方の御協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、最後に議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側が濱上委員をお願いいたします。

これをもちまして第6回の専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。